

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年5月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20250501	エージーエス株式会社 (法人番号 5080401016104) 代表 者柳澤伸光	静岡県磐田市加茂146-1	本社営業所	静岡県磐田市加茂146-1	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第9条の 5第1項	令和7年3月11日、監査方針に基づいて、監査 を実施。7件の違反が認められた。(1)運転者等 台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第9条の5第1項)、(2)点呼の記録義 務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7条第5項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5 項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1 項)、(5)運転者に対する指導監督記録記載事 項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第10条第1項)、(6)特定の運転者に対する指 導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第10条第2項)、(7)特定の運転者に対する運 転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第10条第2項)	0	0
2 20250509	株式会社日新トランス ポート(法人番号 1190001010441) 代表 者古川正和	三重県松阪市上川町2739 番地62	本社営業所	三重県松阪市上川町字ど んど2739番地62	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和6年10月3日、監査方針に基づいて、監査 を実施。9件の違反が認められた。(1)勤務時間 等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者の1箇月 の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3) 健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1 項及び第2項並びに第3項)、(5)点呼の記録義 務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運 行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者等 台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)事業報告書 及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送 事業法第60条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年5月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3 20250513	野々山運輸株式会社 (法人番号 5180301014858) 代表 者野々山晋和	愛知県知立市鳥居2丁目 12番地5	本社営業所	愛知県知立市鳥居2丁目 12番地5	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和6年8月9日、監査方針に基づいて、監査を 実施。9件の違反が認められた。(1)点呼の実施 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録義務違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 第5項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、 (4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者等台帳 の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する 指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指 導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)特定の 運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の 運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0
4 20250521	ケーエム運輸有限会社 (法人番号 4080102012279) 代表 者宮澤伸幸	静岡県三島市三ツ谷新田 482-5	本社営業所	静岡県三島市長伏76番1	輸送施設の使用停止 (100日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和6年10月9日、重傷事故を引き起こしたこ とを端緒として、監査を実施。9件の違反が認め られた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4 項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(3) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3 項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点 呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条第5項)、(6)事故の記録記録事 項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 9条の2)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5 第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第 1項)、(9)運行管理者に対する指導監督義務違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22 条)	10	10

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年5月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5 20250521	福恵運送株式会社(法人番号6210001003347) 代表者山田捷昭	福井県福井市舞屋町6号411番地	本社営業所	福井県福井市舞屋町6字五久411	輸送施設の使用停止(130日車)、文書警告及び輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年12月13日、監査方針に基づいて、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(5)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)アルコール検知器常時有効保持義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)、(7)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(15)運行管理者の選任解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	13	13

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6	20250521	菊川輸送センター有限公司（法人番号7080002014067）代表者片川三枝子	静岡県島田市金谷東1-722-10	本社営業所	静岡県島田市金谷東1-722-10	輸送施設の使用停止（105日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年10月11日、監査方針に基づいて、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)事故の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(9)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	11	11

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年5月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7 20250521	株式会社SNTcorporation(法人番号9080101007085) 代表者清水信太郎	静岡県三島市芙蓉台一丁目12番地の15	本社営業所	静岡県三島市萩277番地の1	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年8月21日及び令和6年9月10日、監査方針に基づいて、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)過積載運行禁止違反(貨物自動車運送事業法第15条第3項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
8	20250521	株式会社櫻井商事(法人番号7200001020128) 代表者櫻井清隆	岐阜県美濃市大矢田127番地1	本社営業所	岐阜県美濃市大矢田127番地1	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年3月21日、監査方針に基づいて、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)ホイール折損等による車輪脱落事故(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)点検整備記録簿等の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4
9	20250521	ロジックスライン株式会社(法人番号3430001090746) 代表者舛川誠	北海道札幌市手稲区新発寒6条7丁目14-12	敦賀営業所	福井県敦賀市蓬萊町10番15号	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年3月5日、監査方針に基づいて、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年5月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
10 20250521	日本福運株式会社(法人番号4200001023190) 代表者岩見政義	愛知県春日井市木附町1300番地227	小牧営業所	愛知県小牧市大字東田中字北反田1961-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項	令和6年10月11日、監査方針に基づいて、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(2)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(3)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(7)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)	0	0
11 20250526	株式会社美鈴急送(法人番号4190001019835) 代表者鈴木利紀也	三重県津市あかつ台1丁目1-8	本社営業所	三重県津市あかつ台1丁目1番地8	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年8月21日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)一の運行の勤務時間遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(4)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(5)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年5月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
12 20250526	岐阜西運送株式会社 (法人番号 5200001009866) 代表 者西詳司	岐阜県本巣市下真桑字諏 訪3番地の8	本社営業所	岐阜県本巣市下真桑字諏 訪3-8	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和5年5月10日及び令和6年5月17日、重傷 事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実 施。15件の違反が認められた。(1)勤務時間等 基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第3条第4項)、(2)整備管理者の研 修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第3条の5)、(3)貨物の積載方法不適切 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条)、 (4)限度超過車両の通行、条件等違反の防止 に係る指導及び監督の怠慢(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第5条の2)、(5)点呼の実施 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第7条第1項及び第2項)、(6)点呼の記録義務違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 第5項)、(7)点呼の記録記載事項等不備(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、 (8)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第8条)、(9)業務の記録記載事項 等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 8条)、(10)運行記録計による記録義務違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(11) 運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(12)運転 者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第9条の5第1項)、(13)運転者 に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)特定の 運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第10条第2項)、(15)特定 の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
13	20250528	有限会社マルワ。（法人番号6080402013891）代表者北村久	静岡県浜松市中央区白鳥町531	本社営業所	静岡県浜松市中央区白鳥町531	輸送施設の使用停止（120日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年10月22日及び令和7年1月30日、監査方針に基づいて、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点検整備記録簿等の記載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(5)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	12	12

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。